

(制度名 マンション管理業者の団体)

(総合政策局不動産課)

1. 制度の概要

指定法人はマンション管理業者の業務の改善向上を図るため

- ・ マンション管理業を営む社員の業務に関し、社員に対する法令遵守に係る指導・勧告等
- ・ 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情解決
- ・ 管理業務主任者等に対する研修
- ・ マンション管理業の健全な発展を図るための調査及び研究
- ・ その他マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務

を行うほか、社員であるマンション管理業者との契約により、保証業務を行う。
(マンション管理の適正化の推進に関する法律第九十五条)

2. 指定、登録等の基準

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）

(指定)

第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。
- 三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。
- 四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

3 (略)

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）

（準用）

第百条 第十条第一項及び第二項並びに第二十二條の規定は、法第九十五條第二項に規定する指定法人について準用する。この場合において、第十条第一項中「法第十一條第二項」とあるのは「法第九十五條第一項」と、同項第二号中「法第十一條第一項に規定する試験の実施に関する事務（以下この節において「試験事務」という。）」とあるのは「法第九十五條第二項各号に掲げる業務及び同條第三項に規定する業務」と、同項第三号中「試験事務」とあるのは「法第九十五條第二項各号に掲げる業務及び同條第三項に規定する業務」と、同條第二項第一号中「定款又は寄附行為」とあるのは「定款」と、同項第七号中「試験事務」とあるのは「法第九十五條第二項各号に掲げる業務又は同條第三項に規定する業務」と、第二十二條中「法第二十二條第二項」とあるのは「法第二百二條において準用する法第二十二條第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第三十二号」と読み替えるものとする。

（指定の申請等）

第十条 法第十一條第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十一條第一項に規定する試験の実施に関する事務（以下この節において「試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

3 （略）

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
社団法人 高層住宅管理業協会	平成13年8月14日	東京都港区虎ノ門一丁目13-3 03-3500-2721	マンション管理の適正化の推進に関する法律第95条第1項に基づく申請があり、同項の条件を満たしていると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
研修料金 ・ マンション管理アドバンス研修 9,000円 ・ 指定法人研修 10,000円	5,736円（人件費）＋3,261円（物件費） ≒9,000円 588円（人件費）＋9,413円（物件費） ≒10,000円

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成20年9月1日現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度までに実施予定。